

外来患者様各位

2024 年 6 月 診療報酬改定による変更について

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は 2024 年 6 月 1 日に施行される診療報酬改定に際し、「高血圧症・高脂血症・糖尿病」に対して算定していた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

当院では、厚生労働省の指針通り、「高血圧症」「高脂血症」「糖尿病」のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行します。

この改定によって、患者様の個々の目標設定や血圧・体重・食事・運動に関する指導内容等を記載する「療養計画書」に署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うことがございます。

| 改定前（2024 年 5 月まで） |       | 改定後（2024 年 6 月から） |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 再診料               | 73 点  | 再診料               | 75 点  |
| 外来管理加算            | 52 点  | ×                 |       |
| 特定疾患療養管理料         | 87 点  | 生活習慣病管理料          | 333 点 |
| 処方箋料              | 68 点  | 処方箋料              | 60 点  |
| 特定疾患処方管理加算        | 66 点  | ×                 |       |
| 合計                | 346 点 | 合計                | 468 点 |

※3 割負担の方で、370 円ほど自己負担額が上がります。

新札幌豊和会病院